

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条1項	障害年金等の給付	指導予防課

1 審査基準については、次のとおりである。

予防接種による健康被害救済に関する給付の請求があった場合、市は盛岡市予防接種事故に対する救済措置要綱（昭和53年3月30日市長決裁）第3に基づいて設置する盛岡市予防接種事故調査委員会の調査報告を添え、岩手県知事を経由して厚生労働大臣に認定進達を行う。厚生労働大臣は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条2項の規定により疾病・障害認定審査会の意見を聴いて、予防接種との因果関係の認定を行うこととされている。

厚生労働大臣が認定した場合、市は健康被害に対する給付を行う。また、給付の種類及び給付を受けることができる者の範囲、給付額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、予防接種法及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定めるとおりであるほか、薬剤、入院、看護、移送その他医療のために要した費用は、予防接種事故に対する救済措置要綱第2第3項の規定による医療のために要した費用の支給基準（昭和53年3月30日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。

2 標準処理期間は、100日に厚生労働大臣が認定に要する期間を加えた日数とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。